

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十四号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第4条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	
	1	123,900	175,000	196,600	244,600
	2	124,800	176,500	198,000	245,900
	3	125,800	178,000	199,400	247,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400
	5	127,700	180,900	202,000	249,500
	6	128,700	182,400	203,400	250,800
	7	129,700	183,800	204,800	252,100
	8	130,700	185,200	206,200	253,400
	9	131,500	186,600	207,600	254,500
	10	132,500	187,800	209,200	255,800
	11	133,500	189,100	210,800	257,000
	12	134,600	190,300	212,300	258,300
	13	135,400	191,500	213,600	259,400
	14	136,400	192,600	215,100	260,600
	15	137,400	193,700	216,600	261,700
	16	138,400	194,800	217,900	262,800
	17	139,500	195,900	219,000	263,900
	18	140,700	197,000	219,800	265,100
	19	141,900	198,000	220,700	266,200
	20	143,100	199,000	221,700	267,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200
	22	145,400	201,100	224,200	269,300
	23	146,600	202,200	225,600	270,400
	24	147,800	203,200	226,800	271,500
	25	149,000	204,200	228,300	272,500
	26	150,500	205,100	229,600	273,600
	27	152,000	205,800	231,000	274,700
	28	153,500	206,700	232,300	275,800
	29	154,900	207,600	233,600	276,800
	30	156,400	208,800	234,900	277,900
	31	157,900	209,900	236,300	278,900
	32	159,400	210,800	237,600	279,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800
	34	162,700	212,800	240,100	281,800
	35	164,500	214,000	241,400	282,900
	36	166,300	215,200	242,800	284,000
	37	168,100	216,300	244,100	284,700
	38	169,800	217,600	245,400	285,600
	39	171,500	218,900	246,800	286,500
	40	173,200	220,000	248,200	287,400
	41	174,800	221,100	249,300	288,300
	42	176,200	222,300	250,600	289,300
	43	177,600	223,500	251,900	290,300
	44	179,000	224,700	253,200	291,200
	45	180,500	225,800	254,100	291,900
	46	181,900	227,000	255,200	292,800
	47	183,300	228,200	256,400	293,700
	48	184,700	229,300	257,600	294,600
	49	186,000	230,400	258,800	295,300
	50	187,200	231,600	260,000	296,000
	51	188,300	232,800	261,200	296,700

再任 用職 員以 外の 職員	52	189,500	234,000	262,200	297,500
	53	190,600	235,100	263,300	298,100
	54	191,700	236,100	264,400	298,900
	55	192,800	237,000	265,600	299,600
	56	193,900	238,000	266,800	300,300
	57	195,000	239,000	267,800	301,000
	58	196,000	240,000	268,800	301,700
	59	197,100	241,000	269,900	302,500
	60	198,100	241,900	270,900	303,200
	61	199,200	242,900	272,000	303,800
	62	200,100	243,800	273,100	304,500
	63	201,000	244,700	274,100	305,200
	64	201,900	245,600	275,200	305,900
	65	202,600	246,500	276,100	306,400
	66	203,400	247,300	276,900	306,900
	67	204,200	248,100	277,700	307,500
	68	205,000	248,800	278,500	308,100
	69	205,500	249,600	279,400	308,700
	70	206,100	250,200	280,200	309,100
	71	206,500	250,800	281,000	309,600
	72	207,100	251,300	281,700	310,100
	73	207,700	251,500	282,500	310,400
	74	208,400	251,900	283,200	310,900
	75	209,100	252,400	284,000	311,400
	76	209,900	252,900	284,800	311,800
	77	210,200	253,500	285,400	312,000
	78	210,900	253,900	286,000	312,300
	79	211,600	254,400	286,500	312,600
	80	212,300	254,900	286,900	312,900
	81	213,000	255,200	287,300	313,200
	82	213,700	255,500	287,700	313,500
	83	214,400	255,800	288,200	313,800
	84	215,100	256,100	288,700	314,100
	85	215,800	256,300	289,100	314,300
	86	216,500	256,600	289,700	314,700
	87	217,200	256,900	290,300	315,000
	88	217,900	257,200	290,900	315,200
	89	218,400	257,400	291,200	315,400
	90	219,000	257,600	291,700	315,700
	91	219,600	258,000	292,200	316,000
	92	220,200	258,200	292,600	316,300
	93	220,600	258,500	293,000	316,500
	94	221,100	258,900	293,500	316,800
	95	221,600	259,200	294,000	317,100
	96	222,100	259,500	294,500	317,300
	97	222,700	259,700	294,800	317,500
	98	223,200	260,000	295,200	317,800
	99	223,700	260,200	295,700	318,100
	100	224,200	260,500	296,200	318,300
	101	224,800	260,800	296,600	318,500
	102	225,300	261,000	297,000	
	103	225,900	261,300	297,300	
	104	226,500	261,600	297,600	
	105	226,900	261,800	297,900	
	106	227,400	262,000	298,300	
	107	227,900	262,300	298,700	
	108	228,300	262,500	299,100	

	109	228,500	262,800	299,400	
	110	228,900	263,100	299,800	
	111	229,400	263,400	300,200	
	112	229,900	263,600	300,500	
	113	230,300	263,800	300,700	
	114	230,800	264,100	301,000	
	115	231,300	264,300	301,300	
	116	231,800	264,500	301,500	
	117	232,100	264,800	301,700	
	118	232,500	265,100	302,000	
	119	232,900	265,400	302,300	
	120	233,300	265,700	302,500	
	121	233,700	265,800	302,700	
	122		266,100	303,000	
	123		266,400	303,300	
	124		266,700	303,500	
	125		266,800	303,700	
	126		267,100	304,000	
	127		267,400	304,300	
	128		267,700	304,500	
	129		267,800	304,700	
	130		268,100	305,000	
	131		268,400	305,300	
	132		268,700	305,500	
	133		268,800	305,700	
	134		269,100		
	135		269,400		
	136		269,700		
	137		269,800		
再任用職員		191,300	202,400	220,900	241,700

別表第四を次のように改める。

別表第四(第5条関係)
昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	2
31	1	23	3
32	1	24	4
33	1	25	5
34	1	26	6
35	1	27	7
36	1	28	8
37	1	29	9
38	2	30	10
39	3	31	11
40	4	32	12
41	5	33	13
42	6	33	14
43	7	34	15
44	8	34	16
45	9	35	17
46	10	35	18
47	11	36	19
48	12	36	20
49	13	37	21
50	14	38	22
51	15	39	23
52	16	40	24
53	17	41	25
54	18	42	26
55	19	43	27

56	20	44	28
57	21	45	29
58	22	46	30
59	23	47	31
60	24	48	32
61	25	49	33
62	26	49	34
63	27	50	35
64	28	50	36
65	29	51	37
66	30	51	38
67	31	52	39
68	32	52	40
69	33	53	41
70	34	53	42
71	35	54	43
72	36	54	44
73	37	55	45
74	38	55	46
75	39	56	47
76	40	56	48
77	41	57	49
78	42	57	50
79	43	58	51
80	44	58	52
81	45	59	53
82	45	59	54
83	46	60	55
84	46	60	56
85	47	61	57
86	47	61	58
87	48	61	59
88	48	61	60
89	49	62	61
90	49	62	61
91	50	62	62
92	50	62	62
93	51	63	63
94	51	63	63
95	52	63	64
96	52	63	64
97	53	64	65
98	53	64	65
99	54	64	66
100	54	64	66
101	55	65	67
102	55	65	67
103	56	65	68
104	56	65	68
105	57	66	69
106	57	66	70
107	57	66	71
108	58	66	72
109	58	67	73
110	58	67	73
111	59	67	74
112	59	67	74
113	59	68	75
114	60	68	75

115	60	68	76
116	60	68	76
117	61	69	76
118	61	69	76
119	62	69	76
120	62	69	76
121	63	69	76
122		69	76
123		69	76
124		70	76
125		70	76
126		70	76
127		70	76
128		70	76
129		70	76
130		70	76
131		71	76
132		71	76
133		71	76
134		71	
135		71	
136		71	
137		71	

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（号給の切替えに伴う経過措置）

第二条 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額又は第三号に掲げる合計額に達しないこととなるもの（知事が別に定める職員を除く。以下この条において「経過措置対象者」という。）には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、次項に定める額を給料として支給する。

一 経過措置対象者の受ける給料月額とこれに対する地域手当の額との合計額

二 切替日の前日において受けていた給料月額とこれに対する現に在勤する地域に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「技労規則」という。）第六条第二項の規定による地域手当の額との合計額

三 平成二十一年三月三十一日において、技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十一年十一月奈良県規則第十八号。以下「平成二十一年十一月改正規則」という。）による改正前の技労規則第四条の規定により受ける給料月額（平成二十一年十一月改正規則の施行の日において次に掲げる職員である経過措置対象者にあつては、その区分に応じてそれぞれ次に定める割合を当該給料月額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この条において「平成二十一年三月三十一日における給料月額」という。）とこれに対する現に在勤する地域に係る平成二十一年三月三十一日における技労規則第六条第二項の規定による地域手当の額との合計額

ア 技労規則第六条第二項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年十一月奈良県条例第二十六号）附則第三項第一号アに規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。） 百分の九十九・一

イ アに掲げる職員以外の職員 百分の九十九・三四

2 前項の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第三号に掲げる合計額が同項第二号に掲げる合計額に達しない場合 経過措置対象者の受ける給料月額と、切替日の前日における給料月額との差額

二 前項第一号及び第二号に掲げる合計額が同項第三号に掲げる合計額に達しない場合であつて同項第一号の合計額が同項第二号の合計額に達しない場合 経過措置対象者の受ける給料月額と切替日の前日における給料月額との差額と平成二十一年三月三十一日における給料月額と切替日の前日における給料月額との差額に百分の四十を乗じて得た額との合計額

三 前項第一号及び第二号に掲げる合計額が同項第三号に掲げる合計額に達しない場合であつて同項第二号の合計額が同項第一号の合計額に達しない場合 経過措置対象者の受ける給料月額と平成二十一年三月三十一日における給料月額との差額に百分の四十を乗じて得た額（経過措置対象者の受ける給料月額が切替日の前日における給料月額を下回る場合にあっては、前号に規定する額）

3 次のいずれかに該当する場合は、前二項の規定は、適用しない。

一 経過措置対象者の受ける給料月額に前項第一号に規定する額を加えた額とこれに対する現に在勤する地域に係るこの規則による改正前の技労規則第六条第二項の規定による地域手当の額との合計額が、経過措置対象者の受ける給料月額とこれに対する地域手当の額との合計額に達しない場合

二 経過措置対象者の受ける給料月額に前項第二号又は第三号に規定する額を加えた額とこれに対する現に在勤する地域に係る平成二十一年三月三十一日における技労規則第六条第二項の規定による地域手当の額との合計額が、経過措置対象者の受ける給料月額とこれに対する地域手当の額との合計額に達しない場合

4 前三項において「給料月額」とは、技労規則附則第九項の規定の適用がないものとした場合の職員が受けるべき給料月額をいう。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第一項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、第一項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事が別に定めるところにより、前各項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第一項又は前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事が別に定めるところにより、前各項の規定に準じて、給料を支給する。

第三条 前条の規定による給料を支給される職員に関する技労規則第四条の二及び第六

条第二項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第七条第二項及び第十九条第五項（給与条例第二十條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第七条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年三月奈良県規則第六十四号。以下「平成二十七年改正規則」という。）第二条（第四項を除く。）の規定による給料の額との合計額」と、第十九条第五項中「給料月額」とあるのは「平成二十七年改正規則第二条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定による給料の額との合計額」とする。

第四条 附則第二条の規定による給料を支給される職員に係る地域手当の支給割合については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 給料月額のほか、附則第二条第二項第一号に規定する額を支給される職員（同条第五項又は第六項の規定により、これらの職員に準じて給料を支給される職員を含む。） 現に在勤する地域に係る技労規則第六条第二項の規定により切替日の前日に適用される割合

二 給料月額のほか、附則第二条第二項第二号又は第三号に規定する額を支給される職員（同条第五項又は第六項の規定により、これらの職員に準じて給料を支給される職員を含む。） 現に在勤する地域に係る技労規則第六条第二項の規定により平成二十一年三月三十一日に適用される割合

（平成二十七年四月一日における号給の調整）

第五条 職員の平成二十七年四月一日における号給の調整については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十一号）附則第八条の規定の例による。